

改正後	現 行
<p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第15の1の6のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p>	<p>あつて、夜間における支援を委託されたものであつても差し支えないものとする。</p> <p>(三) 加算の算定方法</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されて</p>

改正後	現 行
	<p>いれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6 : $2人 \div 2.5 = 0.8人$ ・ 区分5 : $2人 \div 4 = 0.5人$ ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数(常勤換算) <p>→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第1号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第2号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従</p>

改正後	現 行
<p><u>(二) 報酬告示第15の1の6のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上に該当し、かつ、障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目(第543号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。以下同じ。)について算出した点数の合計が10点以上の者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活</u></p>	<p>業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者(以下この⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第1号)修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第3号)修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。</p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が13名の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記ウの場合 <p>13名×10%=1.3名。よって、2名以上について研修を受講させる計画を定める。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>援助を行った場合に算定する。</u></p> <p><u>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び報酬告示第15の1の6のイの重度障害者支援加算（I）の対象者については、この加算を算定することができない。</u></p> <p><u>ア（一）のアの規定を準用する。</u></p> <p><u>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</u></p> <p><u>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。</u></p> <p><u>エ（一）のエの規定を準用する。</u></p> <p><u>⑪ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第15の1の7の医療的ケア対応支援加算については、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している指定共同生活援助事</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>